

資格証の添付が必要な職種について

サービス毎に、下記の表に記載がある職種の職員について、右欄の「資格証」にある資格のうち、有している資格の証明書の写しを添付してください。

注1 資格証の写しには全て必ず原本と相違ない旨を記載してください。(見本参照)

(記載例 資格証の写しに直接記載すること。)

この写しは原本と相違ありません。

平成19年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇〇〇 印

注2 一人につき該当する資格が複数ある場合

資格証の写しを全て添付してください。ただし、次の資格の場合は、全て添付する必要はありません。

(1) ①介護福祉士、②介護員養成研修 基礎研修課程、③介護員養成研修(訪問介護員養成研修) 1級課程、④2級課程、⑤3級課程のうち、一人で複数の資格を持っている場合は、①～⑤のうち所有する最も番号の若い資格証の写し一枚のみ提出すること。

(2) 看護師と准看護師の資格を有している場合、看護師の資格証の写しのみ提出すること。

注3 下記の表に記載がある職種以外の職種の職員については、何らかの資格を有していても、資格証の写しの添付は不要です。

注4 資格証で、名字が変更になっている場合は、名字の変更が確認できる書類(戸籍謄本等)を添付してください。

サービス種別	職種	資格証
訪問介護	サービス提供責任者	介護福祉士 介護員養成研修 基礎研修課程 介護員養成研修(訪問介護員養成研修) 1級課程 介護員養成研修(訪問介護員養成研修) 2級課程 <u>※2級課程修了者の場合、3年以上介護等の業務に従事したことを示す実務経験証明書(様式任意)を必ず添付すること。</u> なお、できる限り早期に、介護職員基礎研修若しくは1級課程の研修を受講させるか、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努める

		こと。
	訪問介護員	介護福祉士 介護員養成研修 基礎研修課程 介護員養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程 介護員養成研修（訪問介護員養成研修）2級課程
訪問入浴介護	看護職員	看護師 准看護師
訪問看護（訪問看護ステーションのみ）	看護職員	保健師 看護師 准看護師
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
訪問リハビリテーション	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
通所介護	生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事 精神保健福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 ※上記の資格がなく、社会福祉施設等で2年以上介護又は相談業務に従事した場合は、経歴書
	看護職員	看護師 准看護師
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師
通所リハビリテーション	医師	医師
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師
短期入所生活介護（※施設本体と一体的に運営されている場合にあっては、施	医師	医師
	生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事 精神保健福祉士

設で提出すること。 短期入所では提出不要。)		介護支援専門員 介護福祉士 ※上記の資格がなく、社会福祉施設等で2年以上介護又は相談業務に従事した場合は、経歴書
	看護職員	看護師 准看護師
	栄養士	栄養士
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師
短期入所療養介護 (※施設本体と一体的に運営されている場合にあっては、施設で提出すること。 短期入所では不要。)	医師	医師
	薬剤師	薬剤師
	看護職員	看護師 准看護師
	理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士
	栄養士	栄養士
	介護支援専門員	介護支援専門員登録証明書(更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18.4.5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し) ※研修の修了証明書のみでは不可
居宅療養管理指導	医師	医師
	歯科医師	歯科医師
	薬剤師	薬剤師
	歯科衛生士	歯科衛生士
	管理栄養士	管理栄養士
	看護職員	保健師 看護師 准看護師
特定施設入居者生活介護	生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事 精神保健福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 ※上記の資格がなく、社会福祉施設等で2年以上介

		護又は相談業務に従事した場合は、経歴書
	看護職員	看護師 准看護師
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師
	計画作成担当者	介護支援専門員登録証明書（更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18. 4. 5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し） ※研修の修了証明書のみでは不可※
福祉用具貸与	福祉用具専門相談員	介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護員養成研修（訪問介護員養成研修）基礎研修課程、1級課程、2級課程、3級課程、福祉用具専門相談員講習会
特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員	介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護員養成研修（訪問介護員養成研修）基礎研修課程、1級課程、2級課程、3級課程、福祉用具専門相談員講習会
居宅介護支援	介護支援専門員	介護支援専門員登録証明書（更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18. 4. 5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し） ※研修の修了証明書のみでは不可
介護老人福祉施設	医師	医師
	生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事 精神保健福祉士 介護支援専門員 介護福祉士 ※上記の資格がなく、社会福祉施設等で2年以上介護又は相談業務に従事した場合は、経歴書
	看護職員	看護師 准看護師

	栄養士	栄養士
	機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師
	介護支援専門員	介護支援専門員登録証明書（更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18. 4. 5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し） ※研修の修了証明書のみでは不可
介護老人保健施設	医師	医師
	薬剤師	薬剤師
	看護職員	看護師 准看護師
	理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士
	栄養士	栄養士
	介護支援専門員	介護支援専門員登録証明書（更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18. 4. 5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し） ※研修の修了証明書のみでは不可
介護療養型医療施設	医師	医師
	薬剤師	薬剤師
	看護職員	看護師 准看護師
	理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士
	栄養士	栄養士
	介護支援専門員	介護支援専門員登録証明書（更新前の者については、「介護支援専門員登録証明書」又は H18. 4. 5 付け青森県健康福祉部高齢福祉保険課長通知「介護支援専門員番号及び資格の有効期間について」の写し） ※研修の修了証明書のみでは不可
	精神保健福祉士（老人性認知症疾患療養病棟を有する場合）	精神保健福祉士



第 号

介護福祉士登録証

見本

本籍地 青森県

年 月 日生

登録年月日

平成 年 月 日

登録番号

第 号

法第39条第4号該当年月

平成 年 月

社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項の規定により登録
したことを証する

平成 年 月 日

は社会福祉士及び
介護福祉士法第43条第1項の規定により厚生労働大臣が
指定した指定登録機関である

平成 年 月 日

介護福祉士

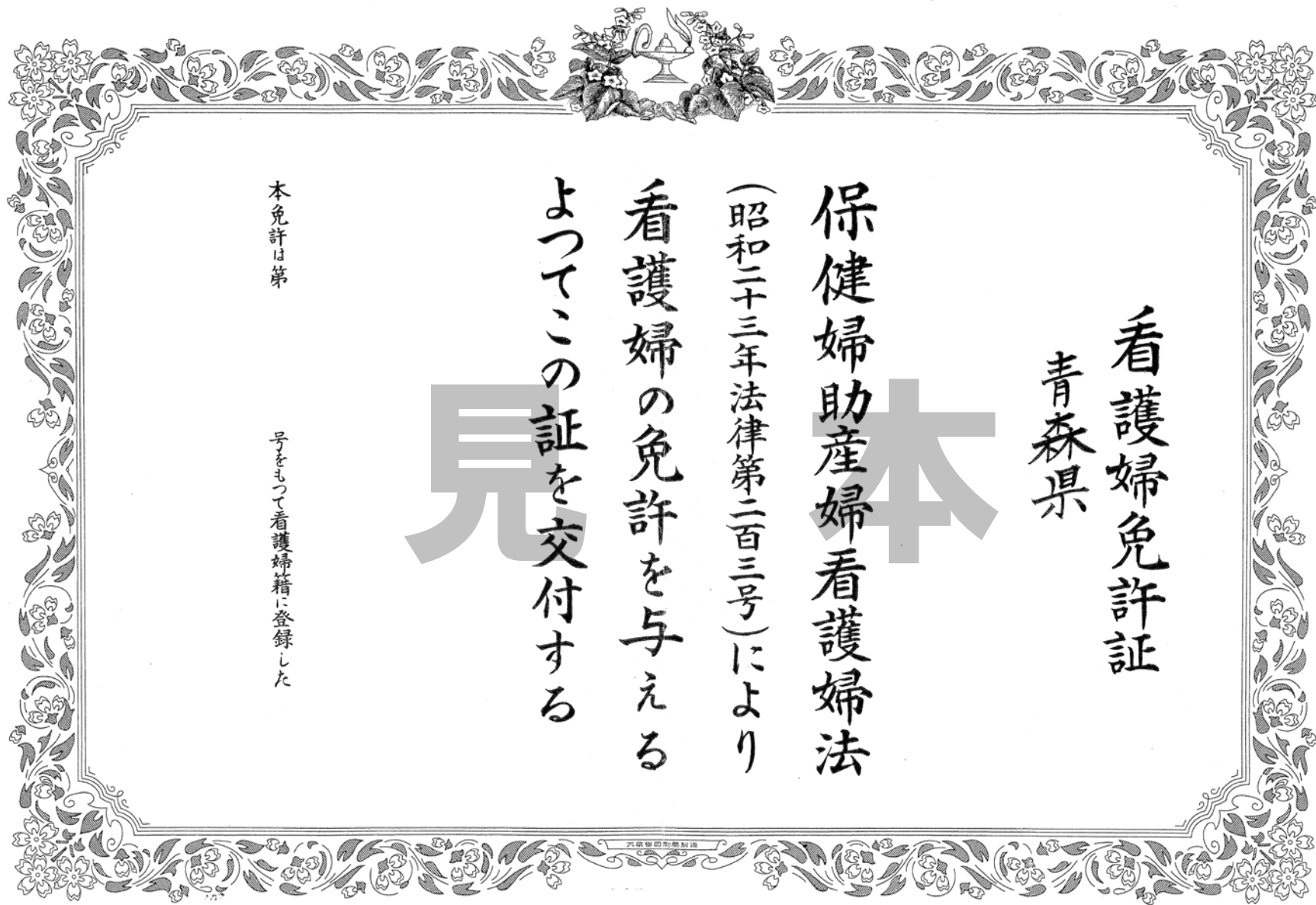
国立印刷製本

この写しは原本と相違ありません。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会 理事長 青 森 太 郎

社会福祉法
人〇〇会理
事 長 印



看護婦免許証
青森県

保健婦助産婦看護婦法

(昭和二十三年法律第二百三号)により

看護婦の免許を与える

よつてこの証を交付する

本免許は第

号をもつて看護婦籍に登録した

見本

この写しは原本と相違ありません。

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇会 理事長 青森太郎

社会福祉法
人〇〇会理
事 長 印